

3102 削除

〈参考〉

開発行為等により築造する地下構造物の取扱要領を廃止する要領

開発行為等により築造する地下構造物の取扱要領（昭和58年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に廃止前の開発行為等により築造する地下構造物の取扱要領（以下「旧要領」という。）第4条の規定により、連絡調整を開始した地下構造物については、旧要領第2条から第8条までの規定につき、なおその効力を有する。

3103 削除

3104 削除

3105 削除